平成２８年（フ）第７０３号
東京都墨田区緑１丁目17―１―705
債務者　遠藤　信人
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酢谷　裕子
4　破産債権の届出期間　平成28年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０９号
東京都大田区西糀谷３丁目10―10　国土交通省航空局宿舎12号棟　34
債務者　竹口　裕貴
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　知幸
4　破産債権の届出期間　平成28年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５８号
東京都杉並区下高井戸１丁目１―13―407
債務者　溝口　益弘
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　真弘
4　破産債権の届出期間　平成28年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３５号
東京都墨田区八広３丁目35―８―201
債務者　中村　晃久
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舛田　　正
4　破産債権の届出期間　平成28年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２号
新潟市東区紫竹６丁目19番11号　紫竹ハイツ508号
債務者　馬場　繁男
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝見　洋人
4　破産債権の届出期間　平成28年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３号
鳥取県鳥取市湯所町２丁目382番地
債務者　河越　美香
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　耕平
4　破産債権の届出期間　平成28年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３号
仙台市宮城野区東仙台５丁目25番54号　ＭＳハイツ102、従前の住所宮城県岩沼市里の杜３丁目22番６号
債務者　赤間　浩嗣
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐瀬　充洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
北九州市八幡西区西川頭町５番47号
債務者　金屋　　守
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４号
群馬県太田市植木野町811番地１　シエル・エトワーレ105号
債務者　髙岸　正嗣
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２４８号
三重県四日市市川北１丁目４番22号　グリーンヒルたから105
債務者　小袖　伸子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田すみ江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４９８号
北九州市八幡西区東王子町７番13―203号
債務者　横田　直暁
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天久　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６６６号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字畑ノ中前畑34番地
債務者　石井　和幸
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
福島市野田町字八郎内42番地の１　マロンハウス野田町101
債務者　遠藤　勝幸（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤井　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１９号
山梨県甲府市西下条町918番地
債務者　坂本紀代美
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
広島市安佐南区東野３丁目13番27―９―101号
債務者　武田　伸三
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　好勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部